| 分類コード | Ｘ－１－１－１－02 |
| --- | --- |
| 保存期間 | 10年（令和15年12月31日まで） |

秋本交制第５号
令和５年１月２７日

各警察署長殿

秋田県警察本部長

警察署長駐車許可取扱要領の一部改正について（例規）

警察署長の行う駐車の許可の取扱要領については、道路交通法（昭和35年法律第105号）第45条第１項ただし書及び秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第７号。以下「細則」という。）第７条の規定に基づき、「警察署長駐車許可取扱要領の改正について（例規）」（平成19年７月27日付け秋本交制第120号。以下「旧例規」という。）により運用してきたところであるが、この度、自動車検査証が電子化されることに伴い、所要の整備を行い、別添「警察署長駐車許可取扱要領」のとおり運用することとしたので、取扱いに誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は廃止する。

別添

# 警察署長駐車許可取扱要領

## 第１　目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第45条第１項ただし書及び秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第７号。以下「細則」という。）第７条の規定に基づき、警察署長（以下「署長」という。）の行う駐車の許可（以下単に「駐車許可」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

## 第２　駐車許可の基本

法第45条第１項ただし書の規定による駐車許可は、駐車規制の対象とされる道路の部分（法第44条の規定に基づき停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び法第45条第２項の規定に基づき無余地となる場所を除く。）に該当する特定の場所に駐車せざるを得ない特別の事情がある場合において、当該特別の事情への配慮の必要性と駐車規制の必要性とを比較衡量して前者が後者を上回るときに行うものであり、駐車に係る用務の態様により許可の対象が画一的に定まるものではない。したがって、駐車許可は、真にやむを得ない場合の許可にとどめることを基本とし、申請理由を十分検討した結果、許可することによって当該地域の交通の安全と円滑の確保に著しい影響を及ぼす場合のほか、他の代替手段により目的が達せられる場合等には、許可しないものとする。

なお、真にやむを得ないと認めて許可する場合であっても、交通の安全と円滑を確保するため必要な条件を付し、交通の規制の効果が失われないようにしなければならない。

## 第３　駐車許可の期間等

### １　期間

恒常的に同一の場所に駐車しなければならないものについては、１年間を限度として許可することができるものとする。ただし、一般交通に影響を及ぼすことのないよう必要以上の期間を許可することのないようにするとともに、できる限り時間帯を限定して許可をすることとし、時間帯を限定し難い特別の事情があるものについては、駐車時間を条件に付すること。

### ２　場所

(1)　駐車を許可する場所の範囲は、申請のあった警察署の管轄区域内に限るものとする。

(2)　駐車を許可する場所については、個々具体的に限定し、必要最小限度の範囲とすする。

## 第４　駐車許可事務の取扱い

### １　申請書類

署長は、駐車許可を受けようとする者から細則第７条第２項の規定に基づく様式第８号の駐車許可申請書が提出されたときは、同条第３項各号に掲げる書類を求めるとともに、訪問介護事業等に使用する被雇用者等が所有する車両については、当該事業所による申請であり、かつ、当該事業所が作成する同業務に使用する車両であることを証する書面又はその写しを添付させるものとする。

### ２　駐車許可手続

(1)　署長は、上記１の申請書を受理したときは、駐車許可申請受理簿（別記様式）に登載の上、その申請がやむを得ないか否かを細則第７条第１項各号の規定に基づき審査し、不備な点については是正を求めるほか、必要により現地調査を行った上で許可の適否を判断するものとする。

(2)　許可番号は受理番号と同一番号とする。

３　処理期間

３日以内とする。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第１条に規定する県の休日は除くものとする。

この担当　交通規制課規制第三係（☎5182、5193、5194）